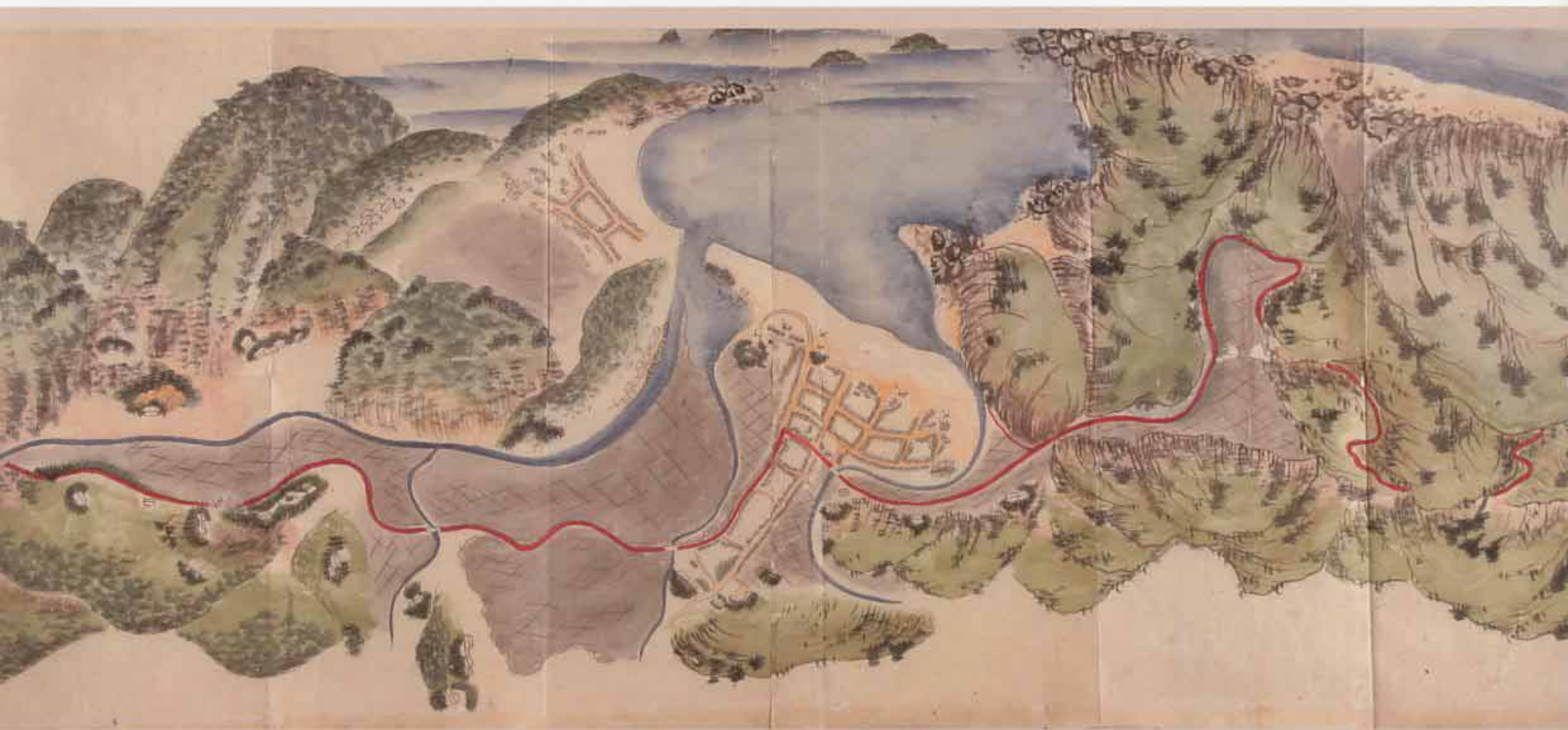


第31回 企画展

江戸時代阿波の交通制度 暮らしとみち



「阿波国海部郡從橋村加場坂至牟岐浦福良絵図全」(西野・多田家文書)

展示期間 平成18年8月1日(火)～10月29日(日)
開館時間 午前9時30分～午後5時
場所 徳島県立文書館 2階展示室

展示解説

日時 平成18年8月20日(日)・10月1日(日)
午後1時30分～3時30分
場所 徳島県立文書館 講座室・展示室

道の広がり

江戸時代の暮らしとみち

足早に歩く人、行き交う荷物を背負わせた馬や牛、江戸時代の道といえはそんな印象だろうか。江戸時代の道に関する古文書を読むと、道が意外に狭いことがわかる。広い道でも二〜三間(三、六メートル)〜五、四メートル、狭い山道では二尺(約六〇センチ)たらずの道はざらである。牛馬に載せた荷物が通路にひっかかり通りかねるので修理を求めている古文書もある。道の整備は、徳島藩にとっても大きな課題であった。

ここに宝暦元年(一七五一)の古文書写真1がある。東中富村(現藍住町)の九郎左衛門が郡奉行生田弁左衛門の手代笹倉善兵衛に送った訴状の控と思われる。この訴えは、「私(九郎左衛門)の所有する畑が東黒田村との村境にありそこまでの「道」が元々あった。その道は幅二尺(六十センチ)、長さ二十八間(約五十メートル)ほどの道で、市郎右衛門と私の畑に挟まれていた。この道は地盤が畑よりは高いところがあり、「細岸道」という名前も付いており、十年ほど前には、私の畑側に木を植えておいた。しかし、先日、市郎右衛門が突然その道を木の横まで開墾してしまった。このままにしては、東黒田の村境

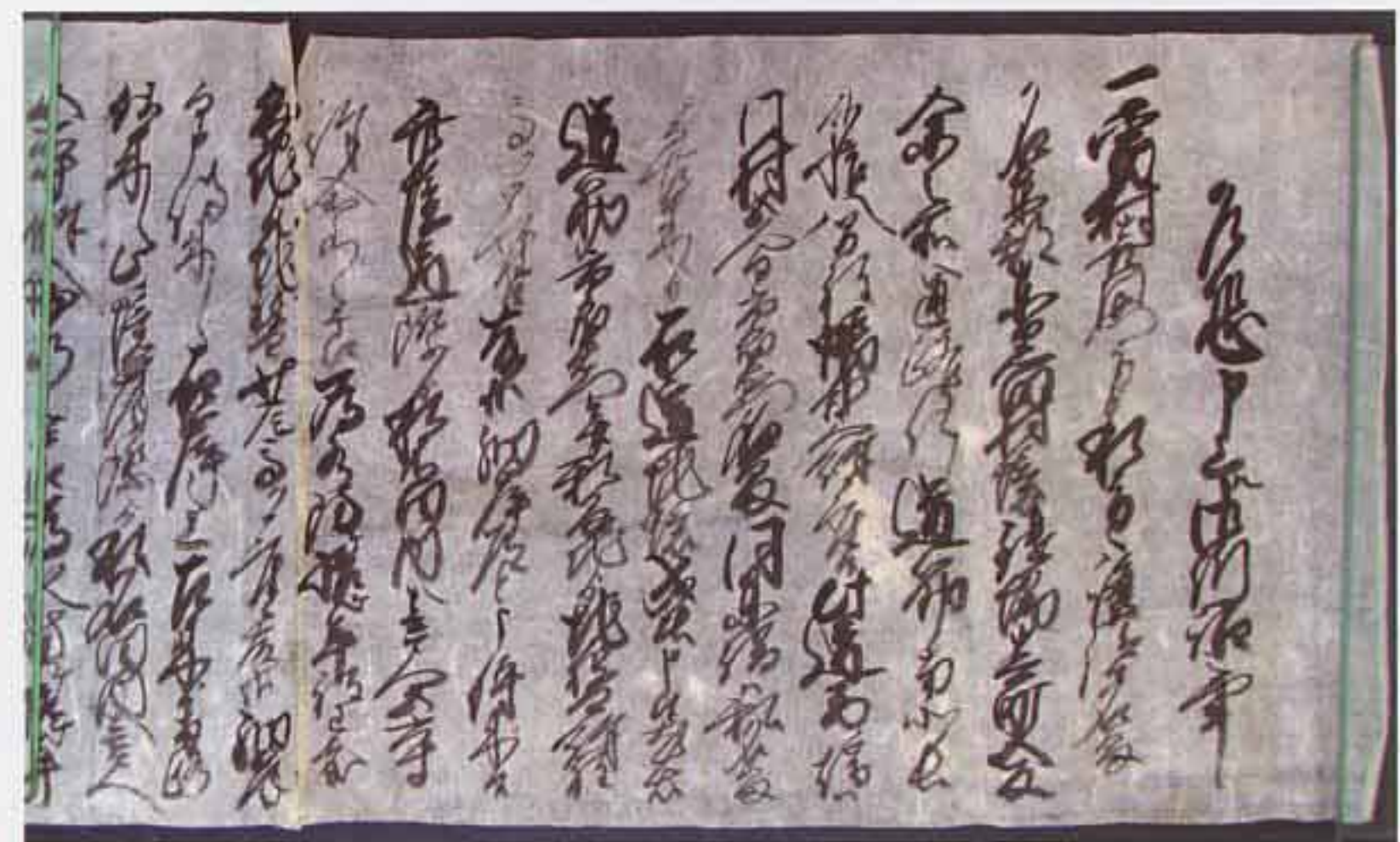
まで通う道もなくなるので元の通りに戻して欲しい」という内容であった。こうした畑の間の「私道」に近いような細い道は、吉野川沿岸で洪水の多いこの地域では、いつの間にか耕作地に飲み込まれがちだったのである。しかし、確かに耕作する畑に向かうためには必要な道であり、九郎左衛門は徳島藩に正式の「道」として認めて欲しかったのである。

その「道」が公的なものなのか、私的なものなのかを判断することはとても難しい。現在でも「私道」から「市町村道」への昇格は地域の住民にとって大きな問題になることがある。

写真2・3は同じ阿波郡香美(現阿波市)を描いた絵図である。(写真2)は文化年間(一七二〇)に作成された分間図、(写真3)は江戸時代末期に描かれたと思われる給地・検地絵図である。この2枚絵図は描かれた目的が違うが、赤で記入された同じ地域の「道」を比べると、明らかに後者の方が増えている。これは、時代が進むにつれて、公共の「道」と認識された場所が増加してきていたといえるのではないだろうか。

「道」の持つ多くの現代的な課題は、江戸時代から見えて始めていたのである。

宝暦元年十一月
生田弁左衛門様御手代
笹倉善兵衛殿
(奥書 略)



(写真1) 乍恐申上ル御訴訟之事(個人所蔵文書)(部分)



(写真2) 阿波郡香美村分間図(部分)
(阿波市教育委員会所蔵)



(写真3) 阿波郡香美村給地検地絵図(部分)
(阿波市教育委員会所蔵)

乍恐申上ル御訴訟之事
当村喜左衛門方より私方へ讓請候名
名東郡東黒田村境畑場志町五反
余之所へ通路仕候、道筋南北長
式拾八間程幅式尺余御座候、此道西ノ端ハ
同村五人与市郎右衛門名島、同東端ハ私名島
二而古来より右道地境成居申候、尤右
道筋、市郎右衛門、并私島地より地盤余程
高ク御座候故哉、細岸道と申伝来候、
此境道際より私名島内へ巷尺五、六寸
余入、出水之節為水妨ケ、拾ヶ年程已前
島地より地盤少シ高ク御座候故哉、細岸
と申伝来候、右岸之上古来より通路
仕来候、此境岸際より私名島内へ巷尺
五、六寸余入、出水之節為水妨ケ、拾ヶ年
程以前より木植置御座候、然所
九月廿五日重右衛門方より右岸不残
開取、剩、右之通私地内へ植置候
くろ木根迄開、立毛仕付御座候二付、
早速同村庄屋太郎右衛門方へ委細申
断、右岸古来より有姿之通仕候様
市郎右衛門二被仰渡被下度旨申出、太郎右衛門
方二而市郎右衛門手前相礼候所、右岸
先年より無之候故、開取申上ハ岸付
申儀得不仕旨申出候由、太郎右衛門方より
私二申渡候、右之通市郎右衛門方より理不
尽之仕方、其假二指置候而ハ双方
地境古来之姿ヲ失、殊二以志町五反
余之島地へ往来仕候道筋無御座、
旁以奉迷惑仕候、乍恐御慈悲
之上、右境岸古来より有姿之通仕候
様二市郎右衛門二被為、仰付被下候ハ、
難有可奉存候、以上

東中富村五人与
九郎左衛門

ごあいさつ

平成十八年度、徳島県博物館協議会に加盟する博物館や大学、近県の歴史資料館などが連携をはかり、共通テーマとして「みる・きく・あるく 歴史の道」を設定し、各機関が徳島の道についてさまざまな視点や角度からとりあげることになりました。この一環として本館は第三十一回企画展のテーマを「江戸時代阿波の交通制度―暮らしとみち―」としました。

さて、地域社会に住む私たちにとって「道」は、歴史的にどのような関わりや意味を持ってきたのでしょうか。先日、史料調査のため東祖谷まで車で長駆しました。徳島市から高速道路に乗り、山城から整備された自動車道を駆けると目的の旧東祖谷山村(現三好市)まで約三時間で到着しました。いわゆる「奥祖谷」は、まだまだ秘境の雰囲気を残す懐深い地域で、近世までは「祖谷山」と呼ばれ、独自の生活圏を形成した山村集落の歴史や文化を随所に感じさせてくれました。車という現代文明の恩恵に浴しながら、いにしへの旅や街道・道のあり方に思いをはせることができました。

帰りは剣山越えて貞光川を下り、里分に出て帰徳しました。この道は、私が新任教員として赴任した一字村(現つるぎ町)へかよった道でしたから、この三十年間の変容ぶりに驚かされ感慨深いものがありました。当時から一字村は典型的な山間僻地の過疎の村でした。集落は現在の谷川沿いにある街道からはるかに上にある急峻な斜面に張り付くように立地していました。家庭訪問はまるで登山でした。尾根にあがるとあたりは山の背のように丸く、耕地が広がっていました。古道は尾根づたいに走り、村人は隣村へは尾根を越えて往来していたのです。山の生活道が山の尾根であったことをはじめて実感しました。

さて、本館も十六年目を迎え、収集・整理した古文書も約十二万点となり、史料のデータベースとしても次第に有効活用できるものとなりつつあります。今回の展示にあたっては、本館に収蔵されている道に関する史料を検索し、館の職員で読み解き分析していくことで展示を構成していきました。この結果、道の建設や維持管理、四国遍路や伊勢参りの時など、従わなければならぬいきまりや持つべき証文、年貢や藩からの触書などの公文書運搬のシステムなど、江戸時代の人びとの生活や暮らしを直接的に物語る史実が浮かび上がってきました。時代は違っても、地域に住む人びとの生活や暮らしにとって密接にして不可欠な「道」との関係や意義について考えさせられます。

最後になりましたが貴重な史料を寄贈・寄託していただいた方々にお礼申しあげるとともに、この展示が現在の私たちと道や地域社会のあり方について再考する契機となれば幸いです。

平成十八年八月一日

徳島県立文書館長 立石 恵嗣

● 貞光・半田の道



(写真3) 美馬郡南部繪圖(永井家文書)

● 大久保太兵衛の献金

受取覚

一 銀札壹貫五百目也
右者道造人夫御手伝と而
被指出我等儘二受取申候、以上

半田奥山与頭庄屋

松浦弥三左衛門

道方惣才判

文化十二年五月

財田孫六郎

同山

同 逢坂佐藏

半田口山庄屋

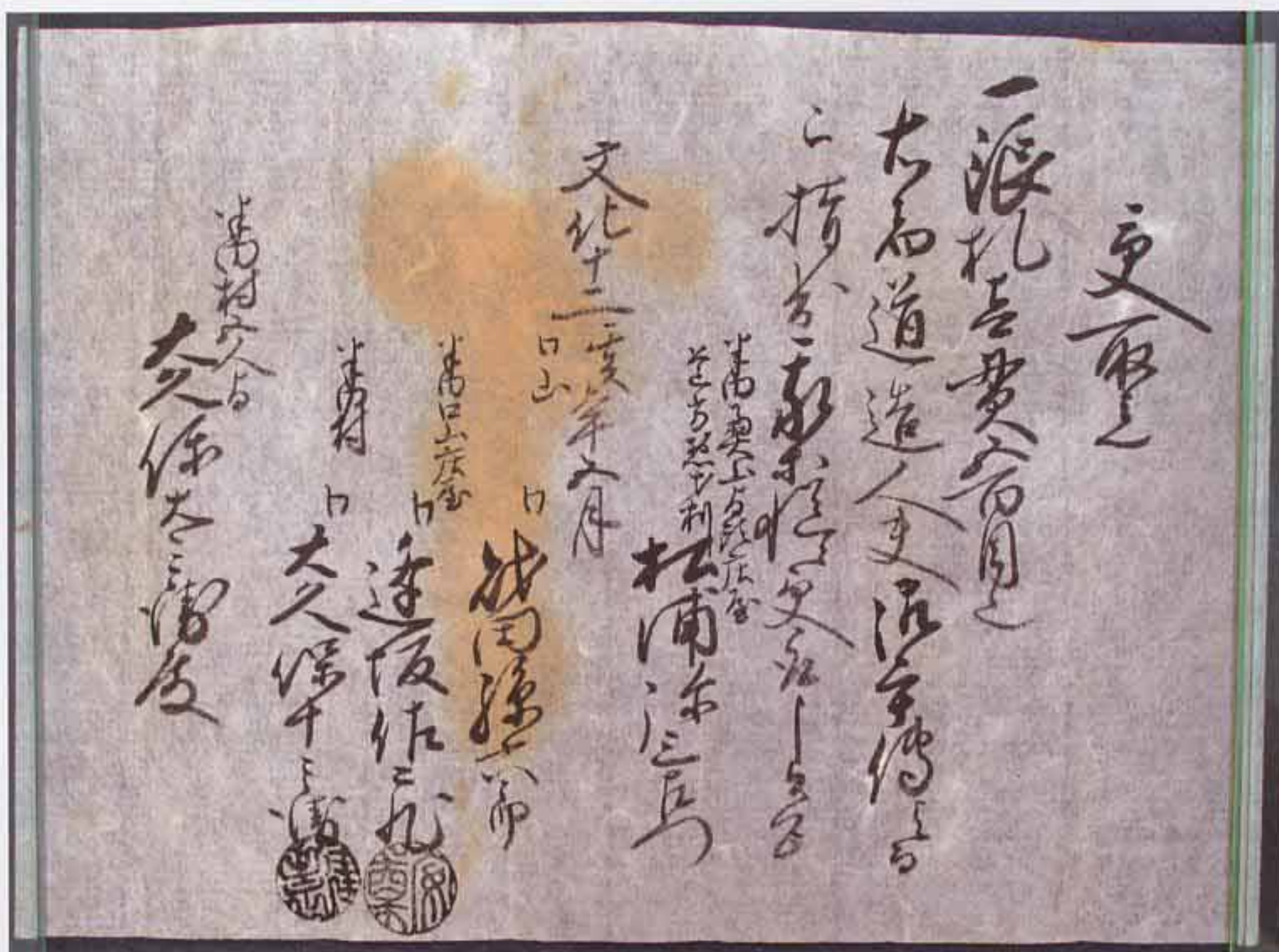
同 大久保十兵衛

半田村

同

半田村五人与

大久保太兵衛殿



(写真4) 受取覚(大久保家文書)

道の普請は、郡代からの要請で行われた公共工事であり献金の対象であった。さらに、半田村の大商人であった大久保家にとって半田奥山と半田村をつなぐ道は、流通路としてもなくてはならないものだっただろう。写真4は、この工事に対して、郡代から道方裁判を任されていた松浦弥三左衛門外に銀札一貫五百目(匁)を渡した受取書である。このことについて、大久保家の記録書である「家督記録」には、「文化九年(ママ)太兵衛三拾九才、今年為冥加道御普請其方へ指出申候、尤も当奥山道普請之方へ指出申候、尤受取印物有、随而其後二字帯刀御免被仰付候」とあり、この半田奥山への道造りが大久保家への名字帯刀御免の理由の一つになっていたことがわかる。

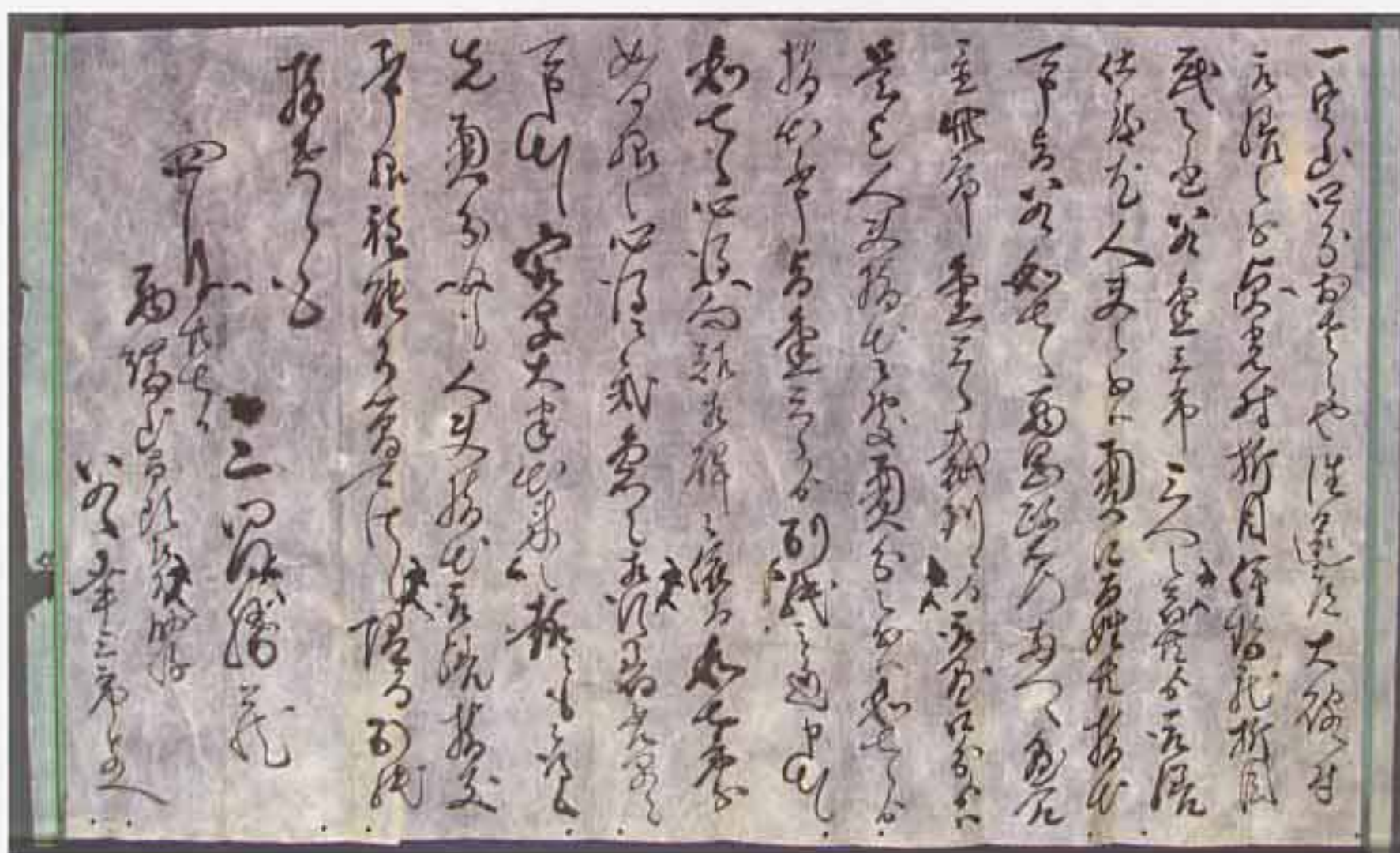
道を造る

ブルドーザーなどの重機が無かった江戸時代、道造りは村々が出した人夫たちによる地道な手作業によって行われていた。貞光から一字への道であった「おさざや往還道」の道修繕の帳簿(写真1)を例に見てみると、本当に一つ一つの岩を割り、山腹を削って、切り通しをあげながら道をつけており、雨水によつて道が削れてしまうことを考慮して、水抜きの水路まで丁寧につけている様子が読み取れる。おさざや往還道は、吉野川沿いの貞光と木屋平・祖谷などの徳島の広い山岳地域を結ぶ重要な交通路であった。

●貞光—一字間 おさざや道の修繕



(写真1) 天保十五年十月美馬郡貞光村より一字山之内古見迄道造り御普請仕様帳(谷家文書)



(写真2) 三間勝蔵(達・おさざや往還道修復の件)(谷家文書)

一字山口分おさ、や往還道大破二付取繕之義、貞光村折目伊勢蔵・折目武之丞・谷金三郎、三人之者共より取繕仕度、尤人夫之義ハ奥・口百姓共指出可申旨、谷和七郎・西岡政右衛門兩人へ懸合置、此節金三郎裁判二而取懸、口分よりハ是迄人夫指出候処、奥分之義ハ和七郎より指出不申旨、金三郎より別紙之通申出候、和七郎心得向難相解候、依而和七郎義如何様之心得二候哉、急々相行着否早々可申出候、最早大半出来之趣ニも候得ハ先奥分より人夫指出、取繕指支不申様程能了簡可仕候、随而別紙指遣候、以上

三間 勝蔵

四月廿七日

西端山与頭庄屋助役

谷 幸三郎とのへ

谷家文書に残されているおさざや往還道修繕の古文書は、四通残されている。天保十四年(一八四三)と思われる書簡三通(一通は写真2の文書)と、天保十五年(一八四四)に作成し弘化二年に写したと書かれた帳簿写真1である。

それらによれば、おさざや往還道は文化年間(一八〇四〜一八一八)に美馬郡代からの要請で一字山組頭庄屋谷和七郎を裁判人として完成した道であった。この年一字山口分付近などで大破してしまつたので、貞光村の折目伊勢蔵・折目武之丞・谷金三郎の三名が郡代所に申し出た。郡代所は一字山の谷和七郎・西岡政右衛門に懸け合い、口分・奥分の百姓を動員して貞光村の谷金三郎を裁判人として修繕に取りかかった。しかし、奥分担当の谷和七郎が人夫を差し出さず、奥分の工事が遅れ始めた。そこで、美馬三好郡代の三間勝蔵は西端山与頭庄屋谷幸三郎に中に入り、和七郎の説得に当たらせた。和七郎は、口分に比べて奥分の厳しい工事状況を書簡で述べ立てたが、結局は工事を再開させたようである。天保十五年の帳簿にある工事は、道の付け替えなどの改良工事が中心だが、延べ一九〇四人の貞光・西端山・一字の村人達が工事に駆り出されている様子がわかる。山道を守るのは厳しいことであった。



(写真2) 申上覚(伝馬継場について)(武田家文書(部分))

申上覚
東端山・貞光村伝馬継場
之儀、村境峠と申所二而諸御奉行
様御荷物等先年より諸事右峠
二而取渡仕来居申義二御座候、然二
当山より貞光江相送候節ハ彼村送
夫右継場江■差出置不申
無抛貞光町筋迄送付候様
相成迷惑之旨度々申出候、隨而
去月御検見様御出張御歸
之節、送夫無間違継場峠へ
差出置可申旨右村役人へ文通二
及候所、返書二申越候者貞光より
東端江相送候節ハ右継場峠
二而取渡仕義二候得とも、東端より
貞光江相送候節ハ貞光町
松尾迄送付候上、御制札場二而
取渡仕来り居申二付、送夫峠へ
差出候義、難仕□差出不申二付
又々此度之儀も送付■松尾
御制札場二而取渡仕候趣二御座候
尤貞光より者松尾二而取渡仕来り
居申旨強而申立候得とも、全
仕来二而無御座根元村境継場
則先年右峠へ貞光
二而取渡仕儀二御座候處、継場江
送夫差出□□取渡時刻二
相至遲滞仕候而者御用御差支二
相成候二付、不得止事送付候儀
数度有之、殊更前頭奉申上候
通送付七候得者、彼村百姓共
勝手宜二付態与引付送付セ置
只今二至候而者仕来杯と事相工ミ
△則、先年右峠へ貞光より送夫差
出取渡仕□□伝も差上
申立候儀二御座候間、以後右峠二而
無滞取渡仕候様御下知被
仰付被遣候得者、私共迄難有仕合
奉存候、実々当山百姓とも迷惑
成候事故、乍恐此段横切を以
奉申上候間宜御諍談被仰付
可被下候、以上
武田茂八郎
申十一□□七日

写真2は、東端山・貞光村間の伝馬継場(荷物等の受け渡し場所)について、東端山の庄屋武田茂八郎から美馬郡代手代高島分次らへ提出された願書である。この頃継場は村境の峠に定められていたが、東端山から貞光村への運送時、貞光村が継場へ受け取りの工夫を出さなくなった。それでやむなく東端山の人が貞光村まで送り届けていた。こうしたことがたびたびあつては東端山の人が迷惑するので、きちんと人を継場まで出すように貞光村に命令して欲しいと願ひ出たのである。



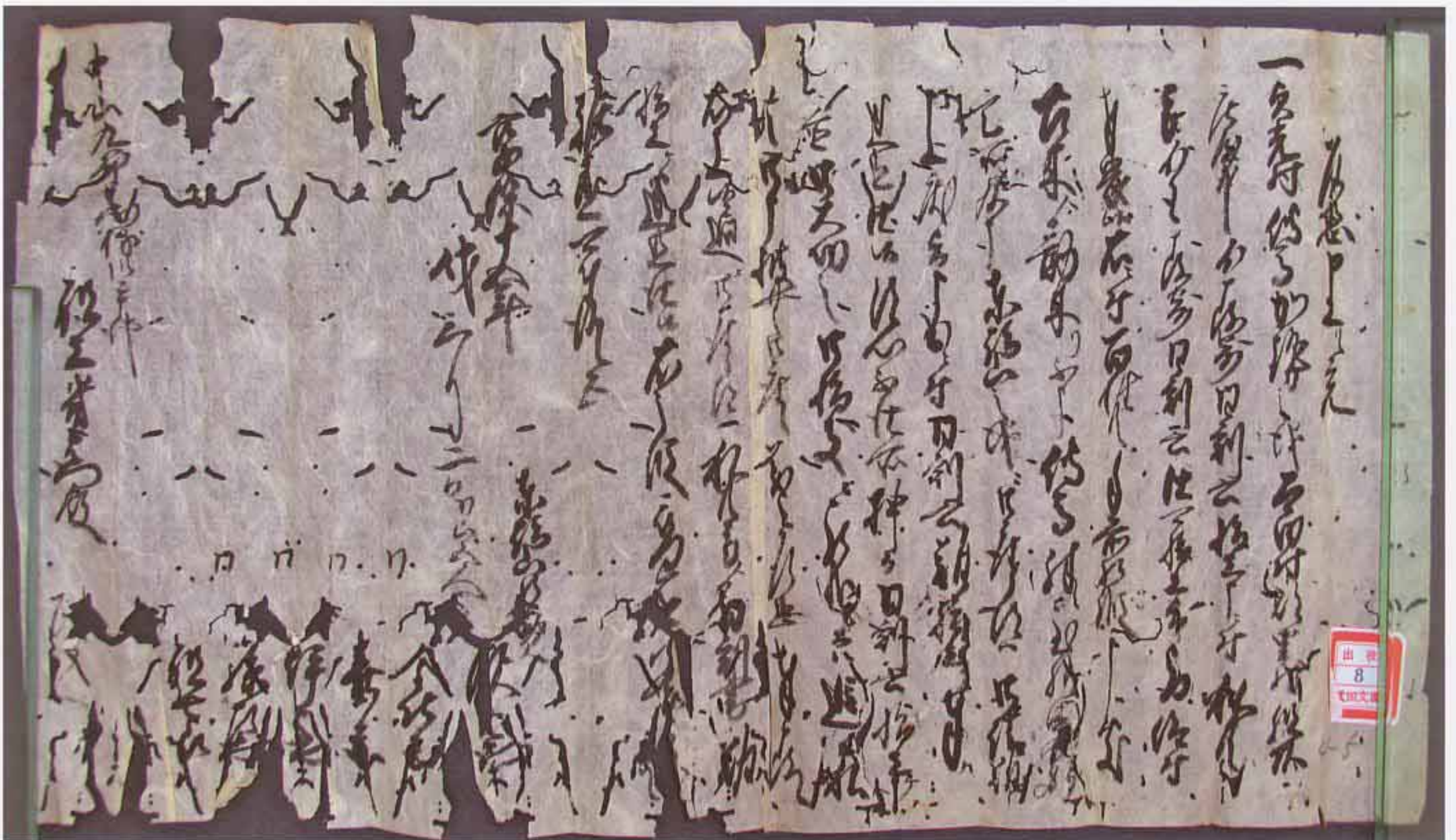
(写真3) 覚(送り夫要請)(井上家文書)

役人等の出張の際、送り夫の必要があると写真3のような文書が出される。これは辰巳新田村(阿南市)の井上家に残されていた送り夫要請書である。差出人の沢口仁兵衛らは検見役の役人で、検見の仕事で村々を回っていたのだらう。上福井村(旧那賀川町)から豊益新田(阿南市)へ向かう際に、直接送道筋の村の庄屋へ宛てて送り夫20人を指し出すように指示している。

覚
一送夫式拾人
右者明晦日朝五ツ時上福井村発足
豊益新田迄龍越候条、右送夫
無滞道筋指出置可申候、以上
沢口仁兵衛◎
九月廿九日
岸道三郎
川田勝郎
上福井村より
豊益新田迄
道筋庄屋方へ

伝馬てんまと送り夫おくりぶ

「伝馬」は藩の役人・書状・荷物などを送り継いでいく制度である。徳島藩では街道筋に伝馬所を設け、現地の庄屋等に運送の責任を持たせ、村々から人足を出させて公用の荷物などを次の伝馬所まで中継させた。そのうち藩の役人等に付き添って荷物を運ぶ人足を「送り夫」と言った。伝馬や送り夫の動員は藩の交通・輸送にとって重要なものであった。そしてその負担は百姓役として村々に課されるものであった。当時、農作業の合間にかり出される伝馬や送り夫は百姓たちにとって大変なものであっただろう。



(写真1) 乍恐申上ル覚(貞光村伝馬加勢について)(武田家文書)

乍恐申上ル覚
 一貞光村伝馬加勢之儀、太田村・郡里村組頭庄屋中より存寄日割書指上申二付、私共方よりも存寄日割書仕可指上旨被為仰付奉畏候、右二付百姓共手前相銀申処古来より勤来り不申伝馬、殊二至極困窮亡所二及申東端山之儀二御座候得ハ、御請難申上度旨申出二付、日割書難指上ケ奉迷惑仕候、得心不仕所押而日割書指上ケ置、御大切之御指支二罷成候而ハ追而私共御申披無御座候義と乍恐奉存候
 右申上候通二御座候得ハ、私共方より日割書難指上ケ迷惑仕候、右之段被為遂聞召□□候ハ、難有可奉存候、以上

享保十五年 東端山肝煎 沢右衛門

戊三月二日 同山五人 金次郎

同 喜兵衛

同 伊右衛門

同 孫左衛門

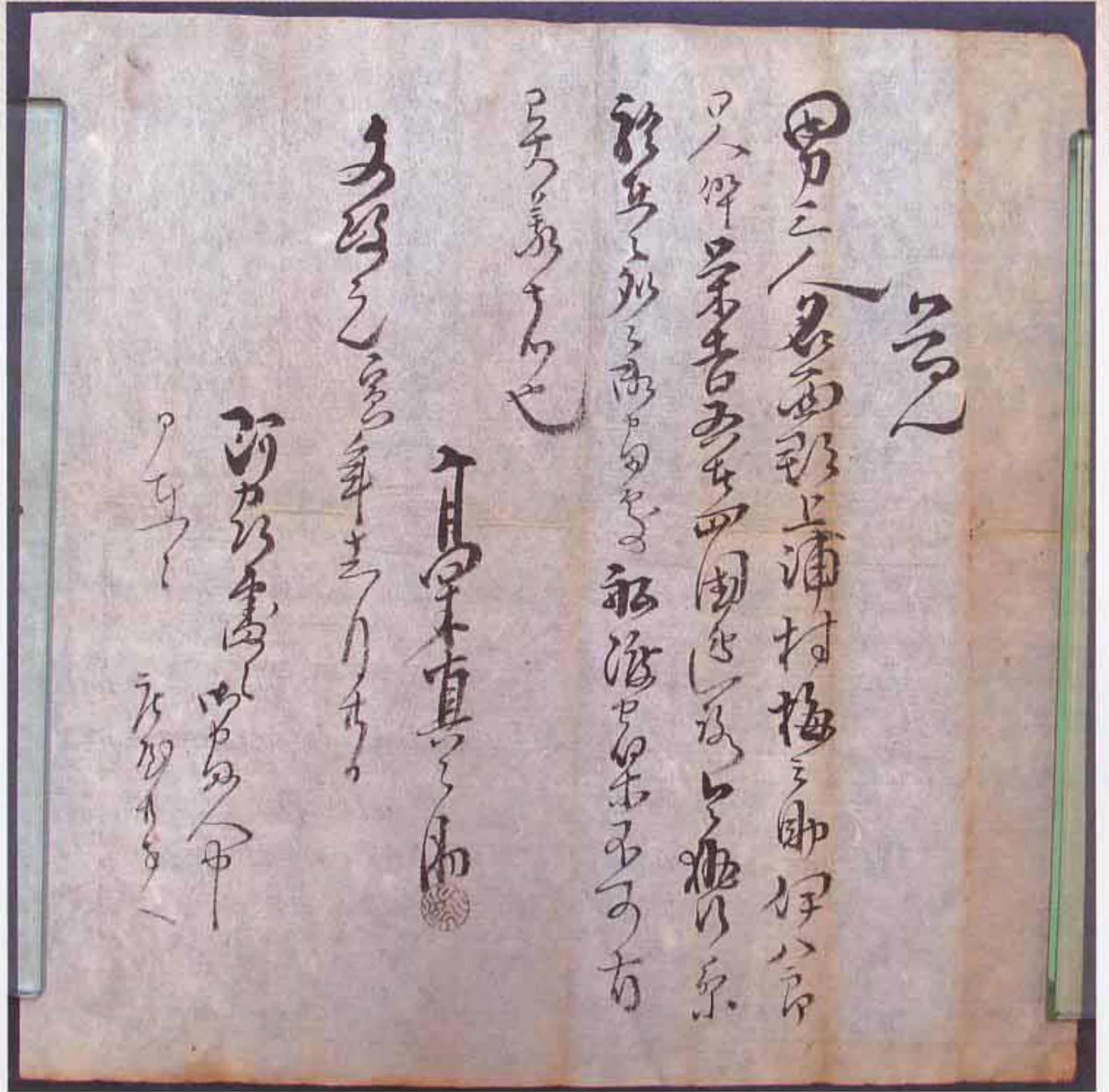
同 祖七郎

中山九郎右衛門様御手代

祖上幾右衛門殿

ひかへ

東端山(旧貞光町)の武田家に残された古文書の中には、伝馬関係の史料が数点ある。それらによると、江戸時代中期には伊予街道筋の貞光村に伝馬所が設けられていたことが確認できる。この伝馬所に対しては貞光村へ伝馬役がかけられていたようだが、時代が下るにつれて伝馬の利用頻度が多くなり、他村からの人夫の加勢が必要になった。写真1は、貞光村への加勢について、美馬郡内の太田村・郡里村の組頭庄屋から要請を受けた東端山が、村内の困窮を理由に応じられない旨を、美馬郡を管轄していた大北郡奉行中山九郎右衛門の手代に申し出た文書の控えである。



(写真3) 覚(四国遍路通行手形)

覚
 男三人、名西郡上浦村梅之助・伊八郎・
 同人伴栄吉、右者四国遍路令執行候条
 於在々処々御番処・船渡宿・等不可有
 異義者也

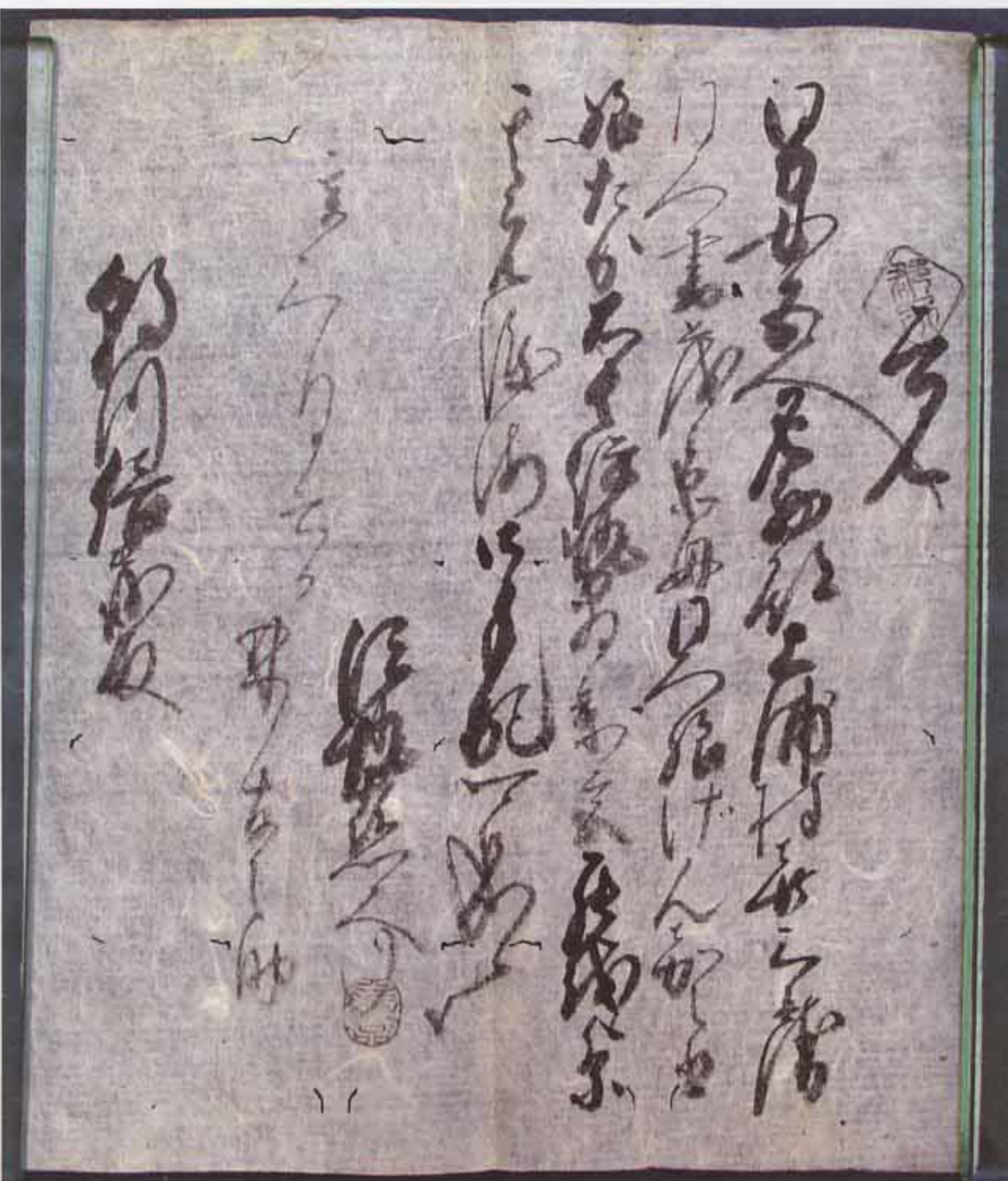
高木真之助
 文政元寅年十二月廿日

阿州処々 御番人中
 同在々 庄屋共方へ

写真3の古文書は、阿波国内で通用した「通行切手」である。高木真之助はこのとき名東・名西郡代で、郡代自らが名西郡上浦村(現石井町)の人々に与えた通行許可証である。
 名西郡上浦村の梅之助以下二名は、四国遍路に出た。阿波国内を旅するとき番所や舟渡を通ったり、宿を借りるときにこの切手が必要であった。

覚
 男女五人名西郡上浦村喜三兵衛・
 同人妻・茂兵衛母・同人娘げん・嘉之丞
 娘たか、右者伊勢為参宮罷越候条
 其元渡海御手配可被成候、以上
 伊勢黙介
 亥三月六日
 林友之助
 朝川倍蔵殿

写真4の古文書は、阿波国内を出国するときに必要であったいわゆる「通行切手」である。名東名西郡代であった伊勢黙助・林友之助が、鳴門撫養にあった阿波・淡路の出入国を管理する岡崎役所番人であった朝川倍蔵に宛てて作成した渡海許可証である。
 上浦村喜三兵衛が女性ばかり四人を連れての伊勢参りの旅であった。

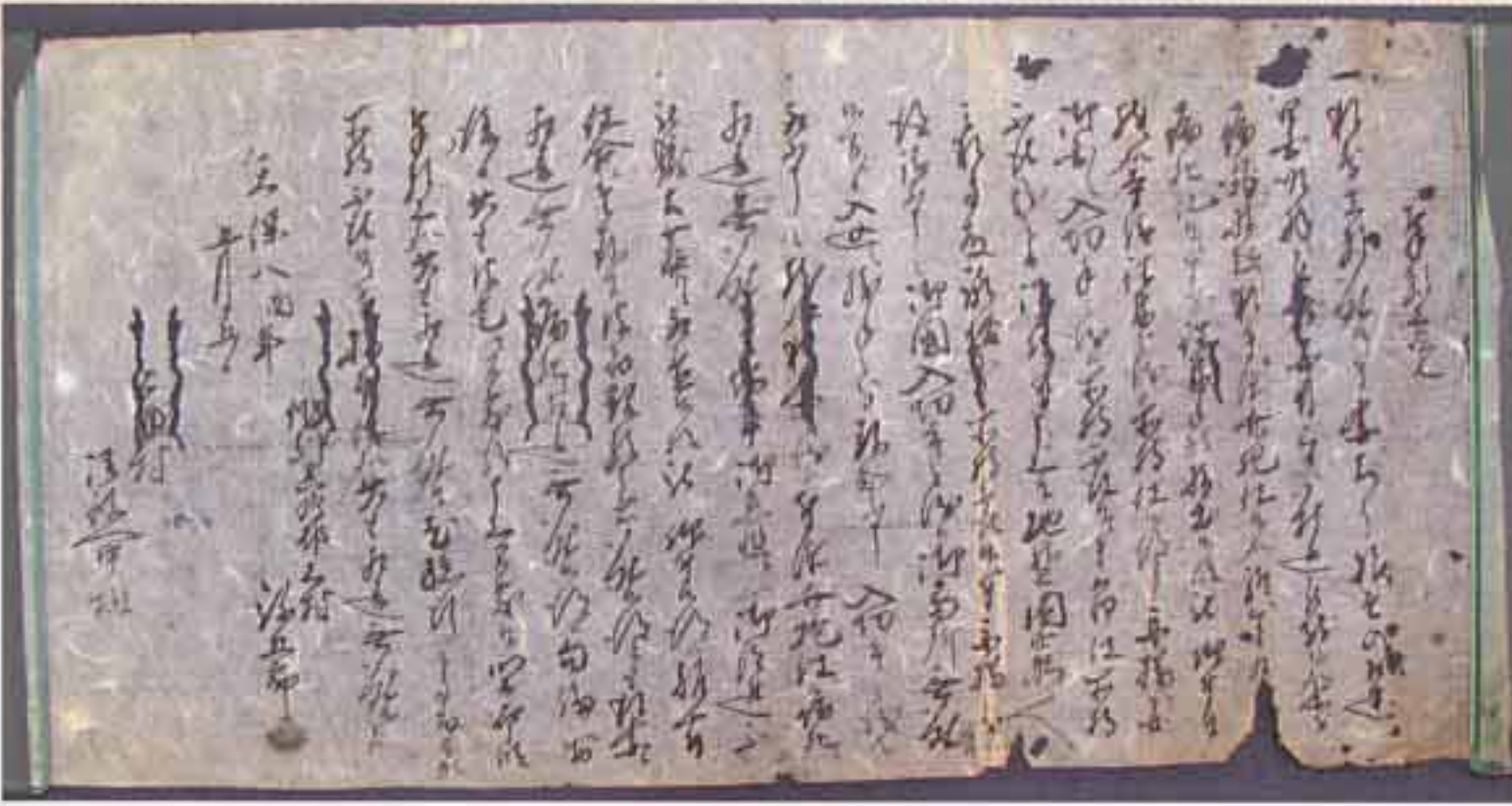


(写真4) 覚(伊勢参宮二付、渡海手形)

庶民の旅

四国遍路やお伊勢参り、庶民が旅行に出るときどのような文書を持って出たのだろうか。江戸時代の藩の領域は現在で言えば一つの国のようなものである。出入り口には番所という出入国審査をする役所があり、身分証明のできるパスポートのような文書が必要だった。

●お遍路さんが行き倒れたときに



(写真1) 奉願上覚(作州弥五郎、四国順拝中妻ちう病死に付報告)

写真1の古文書は、作州(美作国、現岡山県)真鳥郡の上村から妻・娘と家族連れで四国遍路にやってきていた弥五郎が、名西郡の上浦村(現石井町)で妻ちうが行き倒れ亡くなったため、倒れた場所の村役人に提出した報告書である。弥五郎は、すぐに往来手形を差し出すと言われたが、寺請証文(地元のお寺で発行してもらった身分証明書。当時は戸籍が無く、宗門改によって身分証明されているところが多かった。)は持っていたが、船揚切手・入切手を持っていなかった。こうした切手は入国証明であり、持っていなければ番所破りとなる。弥五郎はお金がなく、切手を取らずに番所の無いところから、阿波の国へ勝手に入り込んだ。この後、弥五郎親子がどのような処分を受けたかはわからないが、四国遍路に国外から来る旅人は、寺請証文と船揚切手・入切手などの書類を持っていないければならなかったの

奉願上覚
私義、立願御座候二付、妻ちう・娘その召連
四国順拝二罷越、当月三日二御村迄罷越候処、妻義
病氣指起り私付添介抱仕候処、終二今日九〇〇
病死仕候二付而ハ、往来手形指出候様被 仰付候、
然ル処寺請往来之儀ハ所持仕候得とも、舟揚り当
御国へ入切手之儀ハ所持仕候二付、如何仕所持
不仕哉之旨御尋二付申上候、地盤困窮人
之私事故路銀等も所持仕候二付、舟揚之儀ハ
得請不申候、御国入切手之儀ハ御番所無御座
候方より入込ミ勝手之義存知不申、入切手之儀者
取不申候、然処私妻之儀ハ付添介抱仕、病死二
相違無御座候□、何卒御慈悲ヲ以御注進不
被成、土葬二取置候様被 仰付候得ハ難有
仕合ニ奉存候、彼者親類之者御座候得とも、私妻二
相違無御座、病死二相違無御座候得ハ、勿論於
後日少も彼是ケ間敷儀申上間敷候、仍而右之段
奉願上処少も相違無御座候、尤旅行之事故印形
所持仕候二付、指印仕候少も相違無御座候、以上

天保八酉年 作州真鳥郡上村
五月五日 弥五郎 指印

上浦村 御役人中様

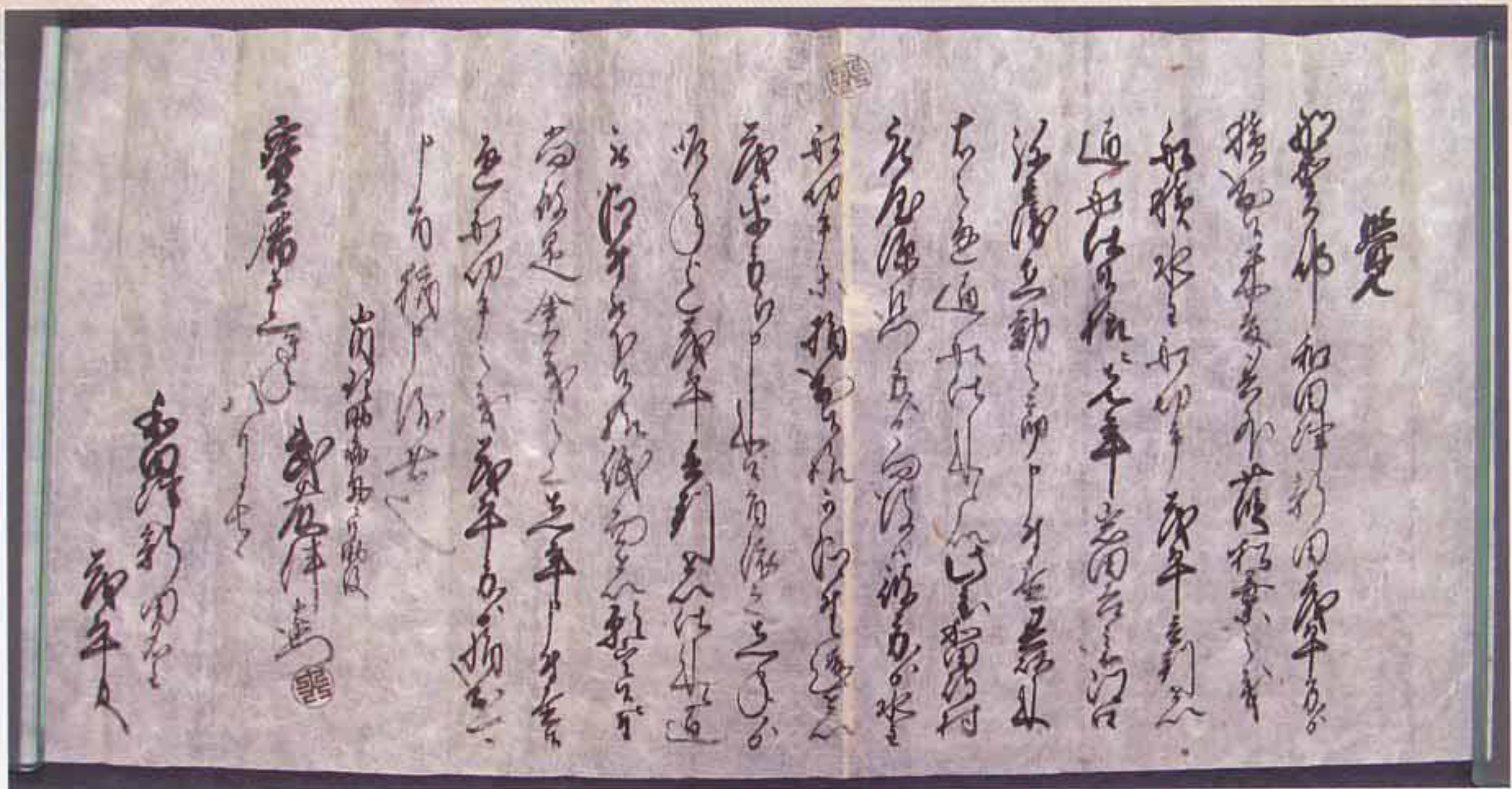
●江戸時代のパスポート、寺請証文



(写真2) 宗門寺請状之事

宗門寺請状之事
一男三人 阿州那賀郡山口村 好之丞 繁蔵
右之者代々旧議真言宗二而則拙寺且那二
紛無御座候条、此度令西国巡礼候処、
御関所・舟川渡シ等無異儀御通可被下候、
万一於何国病死仕候共、其処之作法ヲ以
御取捨可被下候、尤国元江御着届二及不申候、
若行暮申候節者一宿等可被為仰付候、
仍而宗門寺請往来如件
山口村
文政十二年 常光寺 印
二月日
御役人衆中

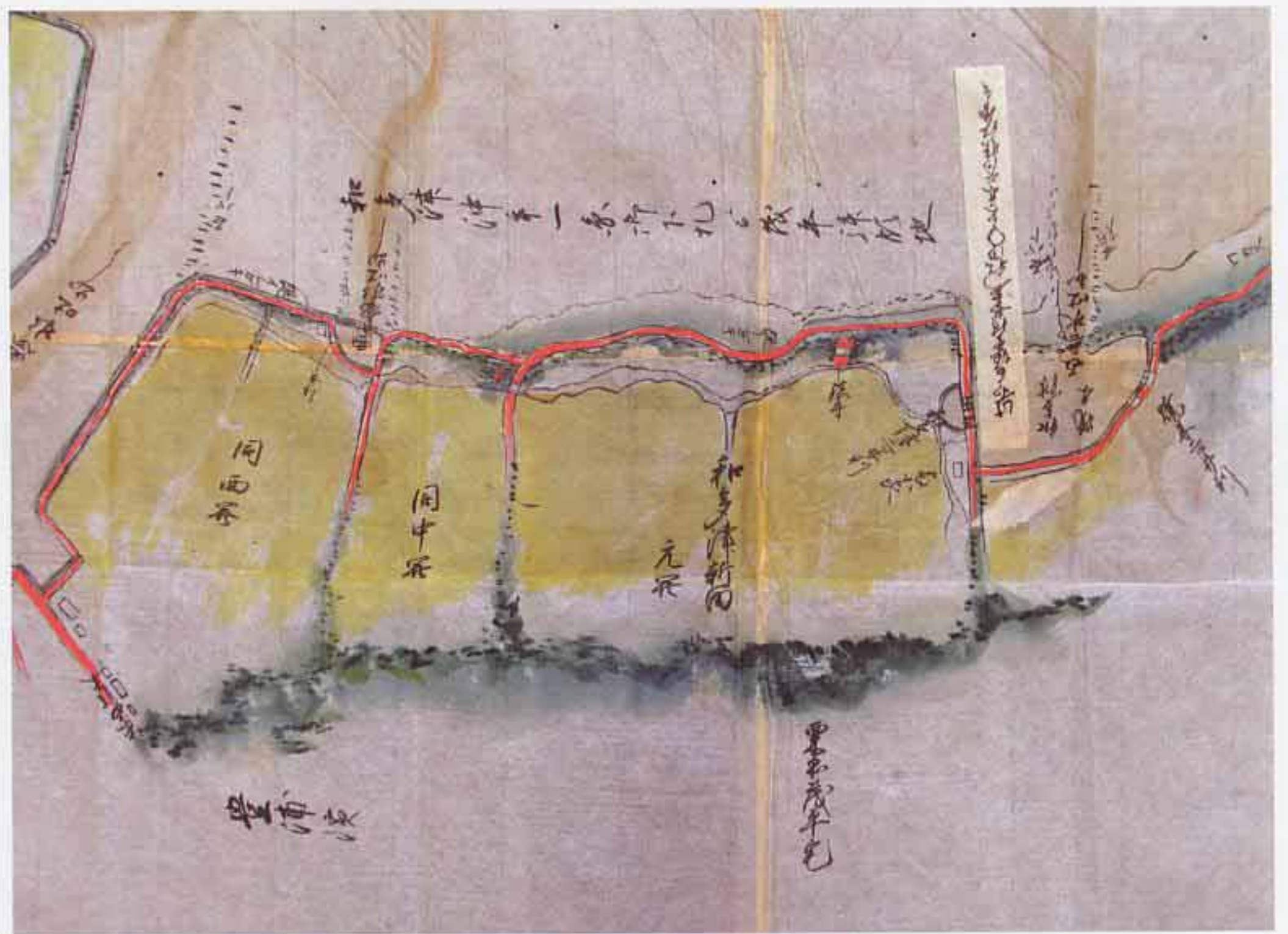
写真2の古文書は、いわゆる寺請証文と呼ばれる江戸時代のパスポート(身分証明書)である。特に阿波国外で旅をするときは、肌身離さずこの文書を持っていなければならなかった。
山口村(現阿南市)の真言宗常光寺が、西国巡礼に旅立つ山口村の三人の男性に与えたものである。「関所や舟川渡しを通すこと。病死した場合、病死した場所の作法に従い処理して国元への知らせもないこと。旅行中日が暮れたときには、宿を貸し与えて欲しいこと」などが書かれている。



覚
 那賀郡和田津新田茂平方より
 積出候米・麦・其外葎・松葉之儀、
 船積水主切手茂平志判を以
 通船仕候様二先年岩田吉兵衛・江口
 弥兵衛在勤之節申付置、其以來
 右之通船仕来候処、此度和田島村
 庄屋源左衛門方より、向後八彼方より水主
 船切手等指出候様、被仰付候趣を以
 茂平方江申来候旨、依之先年より
 昨年迄茂平志判を以仕来候通
 被 仰付被下候様、紙面を以願出候二付、
 尚彼是僉義之上、先年申付置候
 通、船切手之義、茂平方より指出可
 申旨猶申渡者也

山内理助病氣二付助役
 武藤伴右衛門 ㊟
 宝曆十二年八月七日
 和田津新田名主
 茂平方へ

(写真4) 海辺灘目絵図控(栗本家文書)より和田津新田の部分



和田津新田(現小松島市)の名主であった栗本家は
 岩崎吉兵衛・江口弥兵衛が郡奉行在勤中(江戸時代中
 期)に、通船切手を発行する権限を与えられていた。
 このような栗本家の特権に対して、近隣の村役人との
 間で紛争が発生したことがこの史料からわかる。
 栗本家には、文化八年(一八一二)から明治三年
 (一八七〇)の間に同家が発行した通船切手の控えが
 残されており、非常に興味深い史料といえる。

年貢を運ぶ

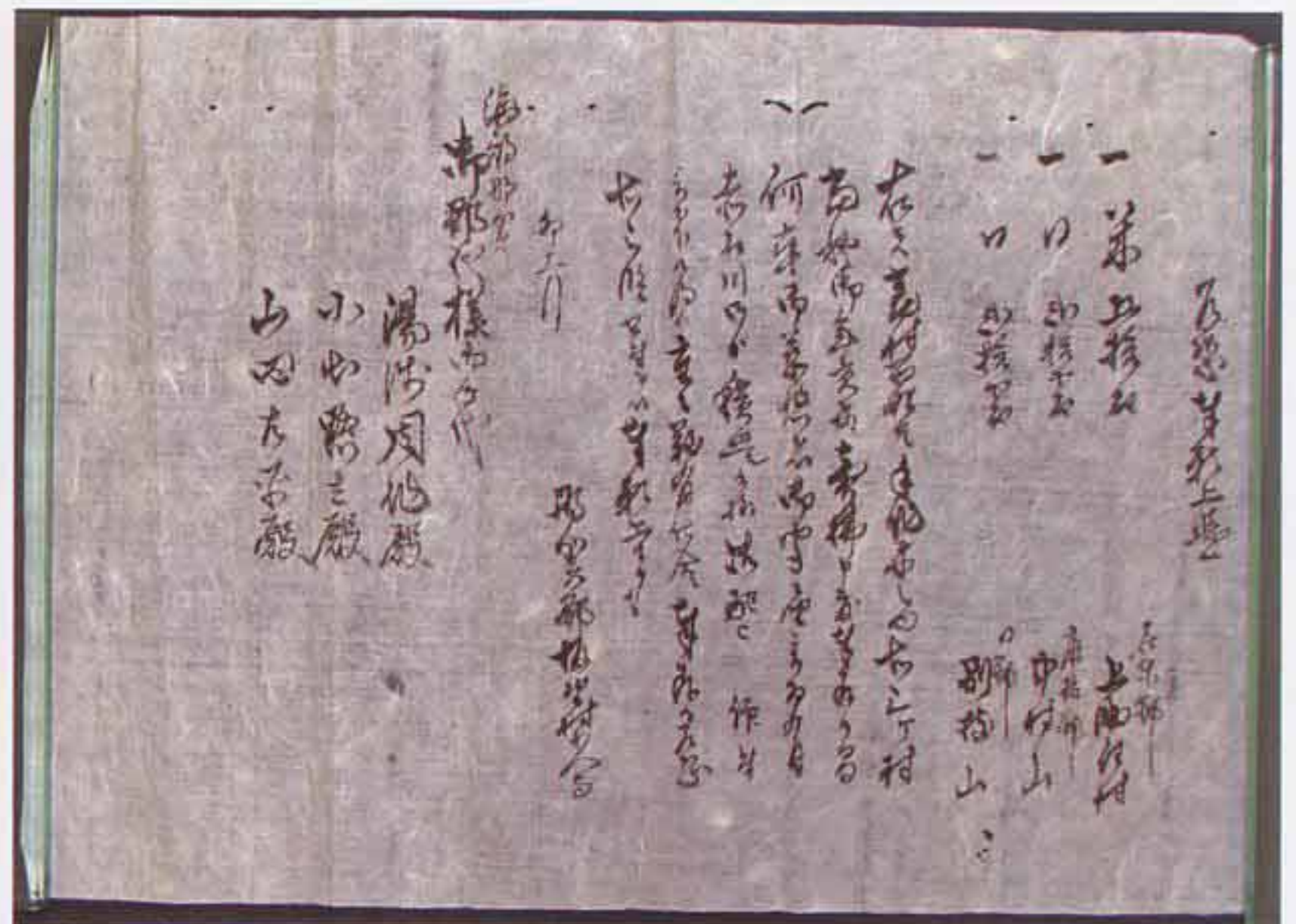
年貢米は決められた期限までに、御蔵地（藩の直轄地）の場合は徳島にある藩の蔵に、拝知（藩士に与えられた土地）の場合は藩士の屋敷に納入しなければならなかった。年貢米の輸送は主に水運によっており、税関にあたる御分一所や関所である川口番所を通る時には、「通船切手」（通船証）の提出が求められた。この通船切手に関わる史料を通して、年貢の意外な一面をのぞいてみよう。

一 米三石五斗
 右者勝浦郡芝生村より当秋年貢之内積廻候条、御分一所無異儀通船御申付可有之候、以上
 申十月六日
 三宅環印
 論田御分一所

これは勝浦郡芝生村（現小松島市）に拝知を持つ三宅環が、論田（現徳島市）の御分一所に対して、この三石五斗の米は自分に納入される年貢米なので通船させるように求めた「通船切手」。



（写真1） 覚（蔵本家文書）



（写真2） 乍恐奉願上覚（西崎家文書）

これは那賀郡坂野村（現小松島市）の村役人が、海部那賀郡代の手代に出した願書の控。坂野村でとれた米合計百石を、板野郡上助任村（現徳島市）・麻植郡中村山（現吉野川市）・同郡別枝山（同）の年貢米として売却し、赤石川口（現小松島市）から積み出したいので許可して欲しいとある。これを受けて、郡代から通船切手が発行されたと考えられる。町場・山間部・畑作地帯など、米があまり採れない地域では、このように勝浦郡や那賀郡などの米作地帯で米を購入し、それを年貢米として城下まで運ぶことが行われていた。

乍恐奉願上覚
 名東郡 上助任村
 麻植郡 中村山
 同郡 別枝村
 一同式拾五石
 右者当村百姓共手作米之内、右三ヶ村当秋御年貢米二売払申度奉存候間、何卒御慈悲ヲ以御聞届被 為有、赤石川口より積廻シ候様、御配被 仰付被為下候得ハ、重々難有仕合ニ奉存候、乍恐右之段書付ヲ以奉願上候、已上
 那賀郡坂野村五人
 卯十一月
 海部那賀
 御郡代様御手代
 湯浅周作殿
 小出黙太殿
 山田左平殿

展示品目録

No.	表題	年代	備考
絵図に見る街道・番所・一里松			
1	阿波・淡路両国絵図(阿波国絵図)	正保3年(1646)	ハチエ00003
2	美馬郡北路之略絵図	(近世後期)	イノウ04259
3	美馬郡南路之略絵図	(近世後期)	イノウ04260
4	阿波国海部郡従橋村加場坂至牟岐浦福良絵図全	(近世後期)	ニシノ03582
道をつくる			
5	美馬郡貞光村より一字之内古見迄道造り御普請帳	弘化2年2月(1845)	タニケ00040
6	三間勝蔵 (書簡、おさざや往還道大破に付、修理の件指示)	(近世後期)	タニケ00041
7	谷和七郎(書簡、おさざや往還道大破道造人夫加勢願)	(近世後期)	タニケ00531
8	乍恐申上ル御訴訟之事(道筋地境開墾に付訴状)	宝暦元年11月(1751)	イヌフ00142
9	家誉記録	(明治期)	オオク00763
10	受取之事(道造り手伝銀の件)	文化12年(1815)	オオク00151
11	申上ル覚 (板東村南北往還道縁左右ニ植付に付間数道幅改)	(近世後期)	コント00255
12	美馬郡貞光村絵図	享保15年2月(1730)	ナカエ00001
13	美馬郡南部絵図	(近世期)	ナカエ00002
14	阿波郡香美村分間絵図	文化10年4月(1812)	イチハ00003
道をつかうー伝馬と送り夫ー			
15	乍恐申上ル覚 (貞光村伝馬加勢に付日割書提出難儀に付訴状口上書)	享保15年3月(1730)	タケタ00288
16	申上覚(東端山と貞光村伝馬継所の件)	(文政7年)(1824)	タケタ00291
17	覚(送夫手配申付状)	(近世期)	イノウ01060
道をつかうーお四国と庶民の旅ー			
18	御注進奉申上覚 (作州弥五郎、四国順拝中妻ぢう病死に付報告)	天保8年5月(1837)	アヘケ00023
19	覚(伊勢参宮ニ付、渡海手形)	(近世期)	アヘケ00035
20	覚(四国遍路通行手形)	文政元年12月(1818)	アヘケ00069
21	覚(播州順拝に付渡海切手手配願)	(文化13年)(1816)	クラモ03220
22	宗門寺請状之事	文政12年2月(1829)	ニシサ00706
年貢を送る			
23	覚(芝生村より年貢米積廻しに付、通船願)	(万延元年)(1860)	クラモ01125
24	覚 (米麦・葭・松葉船積水主船切手茂平一判に仰付願)	宝暦12年(1762)	クリモ00130
25	諸荷積出入船切手指出控帳	嘉永2年2月(1849)	クリモ00009
26	御郡代当郡当り諸荷積出入船切手帳	文化8年正月(1811)	クリモ00005
27	和田嶋和多津立江田野金磯海辺灘目絵図控	文政10年12月(1827)	クリモ01035

*期間中展示品保護のため、入れ替えることがあります。



第31回 企画展
江戸時代阿波の交通制度
暮らしとみち

平成18年8月1日 発行

編集・発行 **徳島県立文書館**
〒770-8070 徳島市八万町向寺山
電話 088-668-3700

印刷 **株式会社松下印刷**
〒771-1156 徳島市志神町志神産業団地5-1
電話 088-641-4611(代)